

》》 第2章 環境の状況と対策

Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された 自然共生社会づくり

第3節 みどりの保全と創出

目標と進捗状況

| 指標 | 目標設定時 | 直近値 | 最終目標値 |
|------------------------|---------------------|---------------------------|----------------------------|
| 身近な緑の創出面積 | — | 126.1ha (R4年度～R5年度の累計) | 250.0ha (R4年度～R8年度の累計) |
| 緑の保全面積 | 557ha (R2年度) | 568.9ha (R5年度) | 569ha (R8年度) |
| みどりのポータルサイトへの アクセス数 | 17,000回/年 (R2年度) | 65,535回/年 (R5年度) | 35,000回/年 (R8年度) |
| 森林の整備面積 | — | 2,794ha (R4年度～R5年度の累計) | 12,500ha (R4年度～R8年度の累計) |

| | | | |
|-----------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 県産木材の供給量 | 96,000 m ³ (R2年度) | 84,000 m ³ (R5年度) | 120,000 m ³ (R8年度) |
| 民有林内の路網密度 | 23.2m/ha (R2年度末) | 24.2m/ha (R5年度末) | 25.4m/ha (R8年度末) |

主な実施施策

1 身近な緑の保全・管理

◆ 特別緑地保全地区* など地域制緑地* の指定

緑地は、潤いと安らぎのある都市環境の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、国や市町村と協力して「特別緑地保全地区」や「近郊緑地保全区域」の指定をしています。

◆ 公有地化の推進

相続の開始などで緊急に保全が必要で公有地化する以外に保全することが困難な場合に、県と市町村が協力して、ふるさとの緑の景観地* 及び県立自然公園等に指定された土地の一部を取得しています。平成4年度から34.2haを公有地化しました。

◆ 「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理

埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、これまでに27地区、391.7haをふるさとの緑の景観地に指定しました。ふるさとの緑の景観地においては、その保全と管理の方針及びその他必要な事項を定める保

表3-1 地域制緑地の指定状況

(令和6.3.31現在)

| 地域制緑地 | 地区数 | 面積(ha) |
|----------------------------------|------|---------|
| 特別緑地保全地区（都市緑地法） | 38地区 | 64.4 |
| 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法） | 5区域 | 5,232.0 |
| うち近郊緑地特別保全地区 | 1地区 | 60.4 |
| ふるさとの緑の景観地 (ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例) | 27地区 | 391.7 |

全計画を策定することとしており、平成27年度末までに全27地区において保全計画を策定しました。

◆見沼田圃^{たんば}*の保全・活用・創造

見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づき、農地、公園、緑地等としての土地利用を誘導するとともに、基本方針にそぐわない土地利用を防止するために公有地化を図りました。

令和5年度末までの公有地化面積は33.2ha（買取面積25.7ha、借受面積7.5ha）であり、県民参加の体験農園や就農希望者の実践研修の場、農家への貸付農地として活用しました。

◆みどりの三富地域*づくりの推進

平成13年4月の「みどりの三富地域づくり懇話会提言」を踏まえ、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町と連携し、農業、環境、歴史、文化などの地域資源を生かした緑豊かな地域づくりを推進しました。

三富地域の特徴ある農業の振興を図るため、平地林*の保全を含めた地域の農業振興を図るために活動している「三富地域農業振興協議会」への支援を行いました。また企業やボランティアによる平地林保全活動を支援しました。

三富地域農業振興協議会では、令和5年7月に世界農業遺産に認定された「武藏野の落ち葉堆肥農法」の申請活動に尽力された獨協大学名誉教授・犬井正氏を講師に迎え、「落ち葉の力を使う！」と題した講演を開催しました（参加者約230名）。また、農家の直接支援を希望する都市住民と、受入を希望する農家の方をマッチングする援農ボランティア制度の運用を行いました（令和5年マッチング実績：援農ボランティア15名、受入農家10戸）。

三富地域の平地林は伐って育てて使うことで健全に保たれることを理解してもらうため、三富産材木工品の展示会及び木工ワークショップを開催しました（約400名来場）。さらに、都市住民に三富地域へ足を運んでもらうため、平地林散策と農産物収穫体験を組み合せたイベント等を開催しました。

◆地域と調和した都市農業の振興

農産物の生産だけでなく、緑地空間の保全や市民交流を通じてコミュニティの場の提供、洪水緩和や災害時における防災空間など、都市にとって重要な農業の多面的機能の発揮を促進しました。

また、埼玉県農林水産業振興基本計画に即し、都市農業振興基本法に基づく地方計画として策定した埼玉県都市農業振興計画（平成29年3月策定）に基づいて都市農業の振興に取り組みました。

特に、都市農地の防災機能を効率的に発揮するため、地域における防災協定の締結促進を行い、10市（9ha）が締結しています。

2 身近な緑の創出と保全・創出基盤づくり

◆豊かな緑を保全・創出する公園整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑の創出や憩いの場を提供するとともに、災害時の活動拠点となるなど、大きな役割を有する都市公園を整備しています。

◆県有施設などの身近な場所の緑化

県有施設などの県民に身近な公共施設の緑化を推進するため、令和5年度は市町村施設の緑化事業5件に対して費用の一部を助成しました。また、未来を担う子供たちが幼少期から緑にふれあう環境を整備するとともに、けがの防止や砂塵対策などに寄与するため、幼稚園・保育所・認定こども園の園庭、小・中・高等学校の校庭を対象に芝生化を進めています。令和5年度は、芝生化に取り組む幼稚園等6園、小学校1校に対して費用の一部を助成しました。

◆「緑化計画届出制度*」の適切な運用

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、「緑化計画届出制度」を平成17年10月から施行しています。敷地面積1,000m²以上（平成24年3月までは3,000m²以上）の建築行為を行う場合には、一定規模以上の緑地面積を創出することとし、建築物の屋上や壁面、駐車場などの緑化を推進しています。令和5年度は332件の届出により、約32haの身近な緑が創出されました。また、今までに提出された緑化計画の中から他の模範となる7計画を優良緑化計画に認定し、そのうち特に優れた4計画を彩の国みどりの優秀プラン賞として表彰しました。

◆みどりに関する学習環境の整備

次代を担う子供たちが「みどりと生き物」を大切に思う気持ちを育み、埼玉の豊かな自然を未来に引き継ぐことを目的として、みどりや生き物について動画で楽しく学べる学習コンテンツを制作し、埼玉みどりのポータルサイトで公開しています。



◆自然ふれあい施設の利用促進

自然学習センターなどの自然ふれあい施設を生物多様性*の学習の場として活用し、県民、行政及び教育関係者、事業者、民間団体等の各主体に応じた普及啓発を行い、県民の自然に対する意識の向上に取り組みました。

◆みどりを守り創る活動の支援と促進

・県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全

県民参加によるみどりの再生を推進するため、みどりの保全・創出・活用に取り組む団体・企業・グループ等59団体に対し、「みどりの活動支援補助事業」により支援しました。

さらに、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、本県が認定した「市民管理協定」に基づき緑地保全を行う市民団体の活動を支援しました。

・彩の国みどりのサポートーズクラブの活動の充実

みどりの再生を県民運動として推進するため、「彩の国みどりのサポートーズクラブ」の仕組みにより、県内のみどりに係る情報提供や植樹活動を行う団体・企業に対し、必要な苗木等の提供を行いました。

◆「さいたま緑のトラスト運動*」の推進

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を活用し、14か所の緑のトラスト保全地*の保全管理を公益財団法人さいたま緑のトラスト協会に委託して行ってきました。また、緑のトラスト運動の普及啓発のため、トラスト写真・動画コンクールや保全地における自然観察会やタケノコ掘りなどの普及啓発イベントを実施するとともに、児童、生徒を対象にした緑のトラスト募金や企業・団体などへの募金活動を実施しました。

3 森林の整備・保全

◆ 水源かん養^{かんよう}* 機能の発揮や生態系*に配慮した森林の整備・保全

水源の涵養や土砂災害の防止など森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や広葉樹の植栽などの森林整備を実施しました。また、スギ花粉削減対策として、間伐を中心としたスギの伐採や花粉の少ない品種への転換などに取り組みました。

◆ 里山や平地林の整備・保全・活用

里山・平地林を適切に維持管理するため、繁茂してしまったタケやササの刈払い等を行う地域の活動を支援しました。

◆ 森林の病虫獣害防止対策の実施

ニホンジカによる食害やツキノワグマによる剥皮被害を防止するため、侵入を防止するための柵や樹皮ガードなどを設置しました。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ対策として、被害木の除去を行いました。

◆ 都市と山村の連携による森づくり

県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援しています。

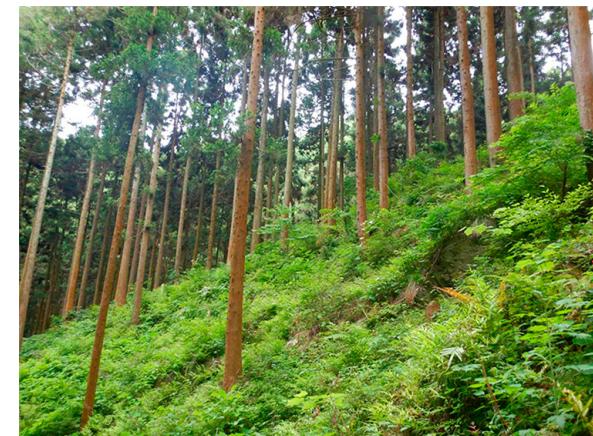


写真3-1, 3-2 森林整備施工前・後

◆ 県民参加による森づくりの推進

・森林活動を体験できる機会の充実

森林ふれあい施設の利用促進

多くの県民が楽しみながら林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、体験学習やイベントの充実を図っています。また、来訪者が安全で安心して利用できるよう、施設の整備を計画的に行いました。

・森林ボランティアを行う企業・団体への支援

将来にわたり森林の有する公益的機能を維持していくため、県民参加による森づくりを進め、令和5年度末までに、262の企業・団体が森づくりに参加しています。

また、埼玉県森づくりサポートセンターによる森づくりの相談業務、技術指導等を行いました。

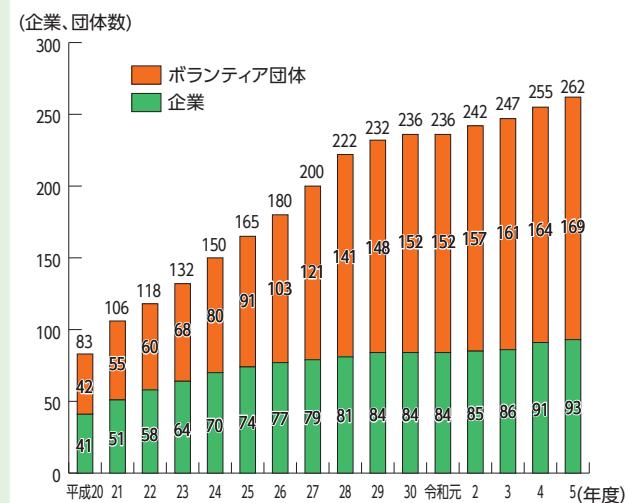
・森林環境教育や木育* の推進

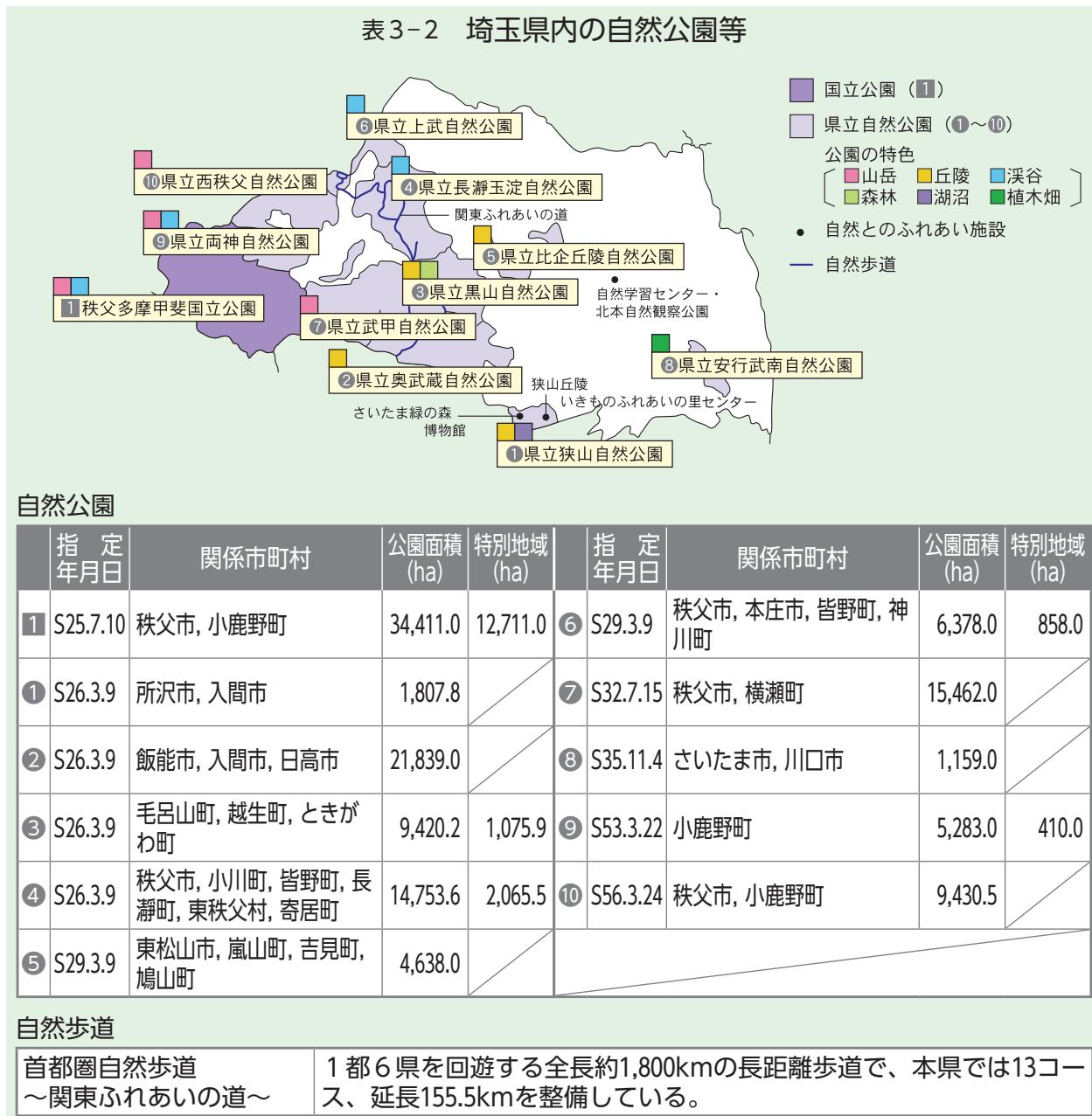
森林内での体験活動などを通じて、森林が持つ多面的機能等について理解と関心を深めています。また、様々な機会を捉えて木育活動を実施し、木材や木製品とのふれあいを通じて木の親しみや木の文化への理解を深めています。

◆ 自然公園の保全

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的とする国立公園が、本県では1か所指定されています。また、同様に、埼玉県立自然公園条例に基づき、埼玉県立自然公園を10か所指定しています。

図3-2 森林ボランティア活動に参加する企業・団体数





◆県産木材の利用促進・率先活用

・住宅や公共施設などでの利用拡大

公共施設での利用拡大を図るため、学校等における県産木材の利用を積極的に進めるとともに、市町村が整備する施設に対し木材調達の助言などの支援を行いました。

また、民間住宅等における利用拡大を図るため、県産木材を使用して新築・改築・内装木質化を行う住宅や事務所等を建設する工務店等に対し、県産木材の使用量に応じた助成を行いました。



写真3-3 県産木材で建築した住宅



写真3-4 公共施設（小鹿野町新庁舎）

・安定的な供給体制の構築 県産木材の供給体制の整備

県産木材の利用拡大を図るためにには、品質が確保された県産木材を安定的に供給する必要があることから、「さいたま県産木材認証制度」の運営及び森林の国際認証の取得に対して支援を行いました。

また、川上から川下まで需給情報を共有し、伐採から製材、製品の販売までを結びつけるサプライチェーンの構築を支援しました。

あわせて、現状の県産木材供給体制の課題を抽出・分析し、新たな供給体制を構築するための県産木材供給体制構築対策協議会を開催しました。